

三条市広告掲載の基本的な考え方

第1 趣旨

本市の広告媒体に掲載し、又は掲出する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告の内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければなりません。

そのため、各課等において広告媒体への広告掲載の可否の判断をする際の参考となるものとして定めるものです。

第2 規制する業種又は事業者

広告掲載を行わない業種又は事業者の例

- (1) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者
- (3) 各種法令に違反している事業者
- (4) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (5) 本市の市税を滞納している事業者
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業等となる業種（市有財産の目的に応じて、市長が適当と認める場合は、除く。例：冠婚葬祭などで利用される料亭など）
- (7) 風俗営業類似の業種
- (8) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業
- (9) 債権の取立て、示談の引受け等に関する業種
- (10) ギャンブル（宝くじを除く。以下同じ。）
- (11) たばこ
- (12) 占い、運勢判断に関する業種
- (13) 私的な秘密事項の調査に関する業種
- (14) 法律の定めのない医療類似行為を行う業種
- (15) 社会問題を起こしている業種又は事業者
- (16) 前各号に定めるもののほか市長が広告掲載を不適當と認める業種又は事業者

第3 広告表示

基本的に掲載する広告の内容に関する責任については、広告主にあります。その広告の表示方法については、当該広告の関係法令等で定める表示方法や業種ごとの自主規制に基づき定めている表示方法がありますので、当該広告主から十分にその表示方法を確認してもらい、掲載する広告を作成してもらうことが大切です。

1 広告掲載に適さない広告内容の例

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - イ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
 - ウ 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるなど社会的に不適切なもの
 - エ 国内世論が大きく分かれているもの
 - オ 人権侵害、差別、名誉き損のおそれがあるもの
 - カ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - キ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの

- ク 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - ケ 本市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - コ 肖像権及び著作権を侵害するもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 誇大な表現及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
例：「世界一」「一番安い」「当社だけ」等（いわゆる「誇大広告」「比較広告」となる掲載に際しては、根拠となる資料が必要）
例：「30%引き」等（割引価格を表示する場合、「メーカー希望小売価格の30%引き」などのように対象となる元の価格の根拠を明示する。）
例：「無料で参加・体験できる」等としているが、実際は費用がかかることがある場合（「昼食代は実費負担」「入会金は別途かかります」等のように費用がかかる旨を明示する。）
 - イ 投機心、射幸心を著しくあおる表現
例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等
 - ウ 虚偽の内容を表示するもの
 - エ 法令等で認められていない業種・商法・商品
 - オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - カ 責任の所在が明確でないもの
例：広告主の名称がないもの（原則として、広告主の名称（法人格を有しない団体の場合は、団体名称と代表者名）、所在地及び連絡先を明示する。また、連絡先については固定電話とし、携帯電話やPHS、Eメールアドレスのみは認めない。）
 - キ 広告の内容が明確でないもの
 - ク 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (3) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度、適否を検討するものとする。
 - イ 暴力や犯罪を肯定し、又は助長するような表現
 - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想又は想起をさせるもの
 - オ ギャンブル等を肯定するもの
 - カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

2 業種ごとの具体的な基準の例 **別表**のとおり

第4 ホームページに関する考え方

本市のホームページへの広告に関しては、ホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているWEBページの内容（当該WEBページ上にリンクしているWEBページも含む。）についても同様の取扱いとする。

第5 広告媒体ごとの基準

広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、この内規を参考にして定めるものとする。

附 則

この基準は、平成20年1月1日から施行する。

別表

業種ごとの具体的な基準の例

以下については、各法令とその法令に基づく指針等や各業種で定める広告掲載基準などから抜粋したものです。この場合において、医療、老人保健施設、墓地、選挙、古物商・リサイクルショップ等に関するもの又は消費者関連法に抵触するおそれがあるものについては、直接、関係法令等を所管する課又は機関に相談するものとします。

1 語学教室等

安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現を用いない。

例：「1か月で確実にマスターできる」等

2 学習塾・予備校・専門学校等

(1) 合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示する(確実な証拠資料が必要)。

(2) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なものは掲載しない。

3 外国大学の日本校

日本の学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める大学でない旨を明示する。

4 資格講座

(1) 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用せず、当該資格が国家資格ではない旨を明示する。

(2) 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用せず、当該資格取得には、別に国家試験を受ける必要がある旨を明示する。

(3) 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

(4) 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表現を用いない。

5 病院・診療所・助産所

(1) 医療法(昭和23年法律第205号)第6条の5又は第6条の7の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。

(2) 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨の表現を用いない。

(3) 広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒される等その効果を推測的に述べる表現を用いない。

(4) マークを表示する場合は、そのマークが示す内容を文字により併せて表記しなければならない。ただし、赤十字のマークや名称を自由に用いることはできない。

(5) 「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針(医療広告ガイドライン)について」(平成19年3月30日付け厚生労働省医政局長通知)に沿った広告内容とすること。

(6) 広告を掲載する事業者が、業者所在地を所管する地方自治体の医務担当課で広告内容についての了解を得ること。

6 飼育動物の診療施設

(1) 獣医療法(平成4年法律第46号)第17条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。

(2) 広告を掲載する事業者が、業者所在地を所管する地方自治体の家畜保健衛生担当で広告内容についての了解を得ること。

7 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）

(1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）第 7 条又は柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）第 24 条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。

(2) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。

(3) 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告は掲載できないため、業務内容の確認は必ず行う。

8 薬局・薬店・医薬品・医薬部外品・化粧品・医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）

広告を掲載する事業者が、業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当課で広告内容についての了解を得ること。

9 健康食品・保健機能食品・特別用途食品

広告を掲載する事業者が、業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当課及び食品担当課並びに公正取引委員会で広告内容についての了解を得ること。

10 介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等

(1) サービス全般（老人保健施設を除く。）

ア 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いない。

イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

ウ 利用にあたって有利であると誤解を招くような表示はできない。

例：「三条市事業受託事業者」等

(2) 老人保健施設

介護保険法第 98 条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。

(3) 有料老人ホーム

ア 有料老人ホーム設置運営標準指導指針（平成 14 年 7 月 18 日付け厚生労働省老健局長通知）に規定する事項を遵守し、同指針別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示する。

イ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。

ウ 有料老人ホームに関する不当な表示（平成 16 年公正取引委員会告示第 3 号）に抵触しないこと。

(4) 有料老人ホームの紹介業

ア 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

イ 利用にあたって有利であると誤解を招くような表示は用いない。

11 不動産事業

(1) 広告掲載主体に関する表示には、名称、所在地、連絡先、認可免許証番号等を明示する。

(2) 不動産の売買や賃貸の広告には、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明示する。

(3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）に規定された住宅性能表示制度の適用を受けていない住宅の売買の広告は掲載しない。

- (4) 不動産の表示に関する公正競争規約（昭和 63 年公正取引委員会告示第 3 号）による表示規制に従うこと。
- (5) 新築共同住宅の売買の広告には、建設工事を請け負った建設業者名を明示する。この場合において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 22 条第 3 項の規定により一括下請負をしたときは、実際に施工した建設業者名も明示する。
- (6) 契約を急がせるような表示のものは掲載しない。
例：「早い者勝ち」「残り戸数あとわずか」等

12 ウイークリーマンション等

営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。

13 トランクルーム及び貸し収納業者

- (1) 「トランクルーム」との表示には、倉庫業法（昭和 31 年法律第 121 号）第 25 条の規定により認定を受けた優良トランクルームである旨を表示する。
- (2) 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。この場合において、次の主旨を明確に表示すること。
「当社の〇〇は、倉庫業法に基づく“トランクルーム”ではありません。」等

14 墓地等

市長の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明示する。

15 弁護士・公認会計士・税理士等

掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定し、顧問先又は依頼者名の表示はしない。

16 人材募集広告

- (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等関係法令を遵守していること。
- (2) 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあっ旋の疑いのあるものは掲載しない。
- (3) 人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

17 旅行業

- (1) 社団法人日本旅行業協会又は社団法人全国旅行業協会の会員に限る。
- (2) 登録番号及び所在地等を明示する。

18 通信販売業

- (1) 会社の概要及び商品カタログ等を検討し、本市が妥当と判断したものに限り掲載する。
- (2) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 11 条に規定する表示事項はすべて表示する。

19 雑誌・週刊誌等

- (1) 適正な品位を保った広告であること。
- (2) 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること及び不快感を与えないものであること。
- (3) 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。
- (4) 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。

- (5) 未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。
- (6) 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。

20 映画・興業等

- (1) 暴力、ギャンブル、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは、掲載しない。
- (2) 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、青少年に悪影響を与えるおそれがあるものは掲載しない。
- (4) 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。

21 古物商・リサイクルショップ等

- (1) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
- (2) 一般廃棄物処理業については、次の事項に留意すること。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条に定める一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。
例：「回収」「引取り」「処理」「処分」「撤去」「廃棄」等

22 結婚相談所・交際紹介業

- (1) 結婚情報サービス協議会に加盟していること（加盟証明が必要）を明示する。
- (2) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

23 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織

- (1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
- (2) 主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）する出版物の広告は、掲載しない。

24 募金等

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第73条に定める社会福祉事業のための寄付金募集に限る。
- (2) 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けている旨を明示する。

25 質屋・チケット等再販売業

- (1) 個々の相場、金額等の表示はしない。
- (2) 有利さを誤認させるような表示はしない。

26 宝石販売業

虚偽の表現に注意すること。

例：「メーカー希望価格の50%引き」（宝石には通常、メーカー希望価格はない。）等

27 酒類製造販売業

- (1) 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示する。
例：「お酒は20歳を過ぎてから」等
- (2) 飲酒を誘発するような表現は禁止する。
例：お酒を飲んでいる又は飲もうとしている姿等

28 規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告

第3で定める規制業種に該当する企業による、規制業種に関連するもの以外の内容の広告は、この基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認める。